

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、タクシー乗務員として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、乗客から殴る蹴る等の暴行を受け負傷した（以下「本件災害」という。）ため、同日、C病院に受診し、「顔面打撲傷、胸部打撲傷」の傷病名で加療し、以後、複数の医療機関で療養の結果、平成〇年〇月〇日治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が、治癒後障害が残存するとして障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という。）別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認めたものの、請求人には同一部位に障害等級第14級に該当する既存障害があり、加重には該当しないと判断し、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、既存障害とは異なる部位の障害と認められるか、また、障害等級第14級を超え、加重に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人に残存する障害について、当審査会において、医師の所見等を検討すると、以下のとおりである。

(1) D医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、「後頸部痛残存、両母指・示指・中指のしびれ残存」と述べている。また、E医師は、同年〇月〇日付け意見書において、要旨、「視診上、頸椎・胸椎・腰椎に後弯、側弯等を含め変形を認めない。頸椎の可動域は軽度の制限を認め、神経根誘発テスト（－）。両手指の痺れを訴えるが、神経学的に筋委縮、手指の発汗、運動等の障害は認められない。常時、頸部痛、両手の痺れを認める。」と述べている。さらに、F医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定意見書において、要旨、「頸部の疼痛については強度の疼痛が生じていると認められるような所見がないことから、ほとんど常時疼痛を残しているものと判断する。」と述べている。

(2) 当審査会としても、医師の所見を含む一件記録を精査したが、上記各医師の意見は妥当であり、請求人に残存する障害は、頸部の痛み及び両手の異常感覚と認められ、決定書理由に説示のとおり、障害等級第14級の9「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」に該当するものと判断する。

なお、請求人は、腰の痛みについても本件災害によるものである旨主張するが、E医師が前記意見書で「腰痛については、本件負傷との因果関係は不明。」と述べるとおり、当審査会としても、本件災害との因果関係は認められないと判断する。

(3) したがって、本件災害により請求人に残存する障害の程度は、上記のとおり障害等級第14級の9であると認められるが、決定書理由に説示のとおり、請求人には頸部及び左手に神経症状が認められ、同一系列に障害等級第14級に該当する既存障害があることから、労災則第14条第5項の加重に該当しないとした監督署長の判断は妥当であると判断する。

(4) この点、請求人は、局部に限定した神経症状を主体とする障害が複数残存する場合においては、当該複数の障害を同一の部位に存する障害としてみることが神経障害の労働能力への影響としては妥当ではないと主張する。しかし、請求人の既存障害及び本件災害により残存する障害はいずれも神経症状であることは上記説示のとおりであり、これら神経系統の機能又は精神の障害は、障害系列表上系列区分13に区分される同一部位の障害と判断することが相当であるから、その障害の部位解釈に係る請求人の主張は採用できない。

(5) なお、請求人のその余の主張及び請求人が当審査会に提出した資料を含む一件記録についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

また、請求人は、新たな検査の実施を要望しているところ、医学的見地からその必要性を慎重に検討するも、MRI等の画像検査、神経学的検査、筋電図検査など必要な検査は既に実施済みであり、本件の判断に当たり、これ以上の検査の必要性を認めないものと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。